産前産後期間相当分（４ヶ月分）の国民健康保険税が免除されます。

対象となる方

知多市の国民健康保険に加入している方で、令和５年11月１日以降に出産予定または出産した方

妊娠85日（４ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。

受付期間

出産予定日の６ヶ月前から（出産後の届出もできます）

※下記の「対象期間」が属する年度における最初の保険税の納期限の翌日から起算して5年を経過した日以降は、当該年度の保険税の変更はできなくなりますのでご注意ください。

届出に必要な書類

- **産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書**
- **親子関係を明らかにする書類（母子健康手帳など）**

出産前に届け出た場合、出産後に母子健康手帳など親子関係を明らかにする書類の提出が必要です。

対象期間

出産予定月（又は出産月）の前月からの４ヶ月分が対象です 。
多胎妊娠の場合は、出産予定月（又は出産月）の３ヶ月前からの６ヶ月分が対象です。

対象期間における出産被保険者の所得割額と均等割額を減額します。
保険税の減額により払いすぎになった場合、払いすぎた保険税は還付します。

届出先

知多市役所　総務部　税務課　　☎ ０５６２－３６－２６３４（直通）